

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○小沢参事 皆様こんにちは。ただいまから令和3年度第2回久喜市男女共同参画審議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、久喜市人権推進課長の小沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして現在の出席についてご報告いたします。本日は10名中、6名の委員の皆様にご出席いただいております。本審議会は、久喜市男女共同参画を推進する条例第21条第2項の規定により成立いたしますことをご報告いたします。なお、稲葉会長、石井委員、杉山委員、三好委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、皆様にご了承いただきたいことがございます。まず、会議終了後に会議録を作成し、ホームページ等で公開するため、審議会の内容を録音させていただきます。また、この会議は久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開となりますことから、傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら対応させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。なお、本日の会議録の署名につきましては、名簿順で、植竹委員と内海議員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

それでは、開会にあたりまして、立川副会長の方からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○立川副会長 こんにちは。副会長の立川です。よろしくお願いいたします。本日、稲葉会長は欠席ということで、議長を務めさせていただきます。重要な案件がたくさんありまして、不慣れな司会で申し訳ないんですけども、頑張って進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○小沢参事 ありがとうございます。それでは議題の方に移らせていただきたいと思っております。議事の進行につきましては、久喜市男女共同参画を推進する条例、第21条の規定によりまして会長が議長となり、議事を進行することになっておりますが、本日は稲葉会長がご欠席ということなので、同条第20条第7項の規定によりまして、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理するということになっております。本日は立川副会長に議長となつていただき、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

いたします。

○立川副会長 はい。それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしく
お願いいたします。それでは次第に基づきまして、議題に入ります。

(1) 男女共同参画行動計画令和3年度実施計画について、事務局より説明をお願い
いたします。

○吉岡主任 はい。人権推進課の吉岡です。よろしくお願いいたします。私の方からは、議
題(1) 男女共同参画行動計画令和3年度実施計画についてご説明させていただきます
す。それでは、事前に送付しております資料1をご覧ください。資料1は、第2次久喜
市男女共同参画行動計画に掲載した事業内容をもとに、令和3年度に各所管課で実施す
る取り組みについて、今年5月に調査を実施し、まとめた資料でございます。表につ
いて補足説明させていただきます。表の左から5列目の令和3年度実施計画で具体的な
事業内容を示しております。また、左から6列目の令和3年度目標値では、極力、数値
による目標設定が可能な事業につきまして、各所管課に自主的に令和3年度目標を設定
してもらい、前年度の実績を現状として示しております。また、右側3列の内容の見直
しから見直し内容にかけましては、事業内容を変更した場合について記載しており、主
に新型コロナウイルス感染症拡大防止による影響を受けたものとなっております。

それでは、基本目標1から4にかけて順次ご説明いたします。

基本目標1、男女の人権を尊重されるまちづくりにつきましては、資料1の1ページ
～4ページまで、24項目の実施計画でございます。まず、基本目標1では、人権擁護
の推進、生涯を通じた健康支援、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利への配慮の
3つの施策について推進しており、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた施策を
展開しております。基本目標1の3つの施策の柱のうち2と3につきましては、主に健
康・子ども未来部が中心となっていく事業でございます。今回、目標値を設定しまし
たのは、3項目ございまして、例としましては、2ページ目の取組みNo.11105、女性の悩
みカウンセリング相談事業の充実ですが、令和2年度の利用率66.3%から、令和3年度
は利用率80%以上を目標としておりまして、コロナ禍の状況でも電話によるカウンセ
リングが可能なことを周知したり、またカウンセリング希望者にキャンセル待ちの案内
をするよう努め、目標の達成を目指しております。基本目標1につきましては以上で
ございます。

続きまして、基本目標2、男女共同参画の意識づくりについてご説明いたします。資
料1の5ページ～9ページまで、33項目の実施状況でございます。基本目標2では、
男女共同参画を推進するための啓発活動の充実、男女平等教育の推進、国際理解の推進
の3つの政策について推進しておりまして、仕事や家庭、育児など、今まで以上に広い
分野で男性と女性が協力し合うことができるよう、男女共同参画の意識づくりや、男女
平等を基本にした教育を積極的に推進することを示しております。目標値の設定は8項
目でございます。なお、9ページの取組みNo.23102、外国人への情報提供の充実の項目に

ついて、こちらでは日本語教室の参加者数が、令和2年度実績は146人から、令和3年度目標が115人と下回っておりましたので、その理由につきまして所管課の市民生活課に確認しましたところ、令和3年度の教室の回数が4回減るということでしたので、前年度より下方修正したということでした。基本目標2の説明は以上でございます。

続きまして、基本目標3、あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくりにつきましては、10ページ～20ページまで、68項目の実施状況でございます。基本目標3では、政策方針決定の場における男女共同参画の推進、仕事と家庭の両立支援の推進、地域社会活動における男女共同参画の推進の3つの施策を柱としており、女性の活躍や働き方の見直し、及び環境整備など、仕事と家庭の両立の推進を示しております。目標値を設定した項目は10項目ございました。なお、17ページの取組みNo.32506、介護者のための相談支援では、令和2年度の相談件数が1,729件から、令和3年度目標が1,480件とこちらも下回っておりましたので、所管課の介護保険課に理由を確認しましたところ、介護保険計画という、介護保険課が実施する計画の目標件数と統一を図っているとのことでした。

また、補足となりますが、前回、第1回審議会で、本市の男性職員の育児休業取得率等に関するご質問を審議会委員さんからいただき、その後、所管課に確認しました。本日もお配りしている資料は無いのですが、皆様にご報告をさせていただきます。令和2年度の実績ですが、お子さんが生まれた男性職員のうち、育児休業を取得したのは12人中12人で、取得率は100%となっております。これらの職員の育児休業の平均取得日数は35.3日、最小で3日間、最大で180日間でした。基本目標3の説明は以上でございます。

続きまして、基本目標4、性別による暴力のないまちづくりについてご説明します。21ページ～23ページまで、16項目の実施状況でございます。基本目標4では、性別による暴力の根絶に向けた啓発、被害者のための相談体制と支援体制の充実の二つの施策を柱としております。DVは犯罪行為を含む重大な人権侵害であることから、DVの防止及び被害者支援に向けた施策を推進し、被害者の子ども等の安全確保も含めた施策を推進します。こちらで目標値を設定しましたのは、2項目ございました。基本目標4の説明は以上でございます。

今後は、資料1の実施計画に基づきまして、人権推進課及び全庁の職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたるよう働きかけ、取り組みを進めて参ります。よろしくお願いいたします。資料1の説明は以上となります。

○立川副会長 ありがとうございます。資料1の令和3年度の実施計画について、担当から説明がありましたが、内容の確認、意見がありましたらお願いいたします。

第1回審議会の時に配られた令和2年度実績に基づきまして、令和3年度のこの計画が作られていると思うんですが、内容が変わったところ、そして、引き続き行うという

ことで、内容が変わったところを中心に説明をいただきました。

私の方からよろしいですか。先ほど口頭で説明があった、男性職員の育児休業の取得という話があったんですけど、何ページのどこなのかがわからなくて、書き止めることができなかつたんですけど、もう1回教えていただいでよろしいですか。

○吉岡主任 第2次久喜市男女共同参画行動計画の34ページに目標数値を掲げております。男性職員の育児休業取得については、令和3年度実施計画では記載がございませんが、第1回の審議会で委員さんからご質問をいただきましたので、その後、事務局から所管課に確認した数値でございます。

○立川副会長 わかりました。他に何かご意見ありますか。

○中村美恵子委員 21ページの取組みNo.41201、若年者に対する予防啓発の推進ということで、デートDV防止に向けた啓発活動の推進という項目のところですが、実施計画としては、チラシやパンフレットを市役所の窓口カウンターや1階ロビーに配架したり、市のイベント等で配布して啓発を行うという計画になっていますが、若年者はそんなに市役所に来る機会は少ないんじゃないかなと思いますし、市が行うイベントでここで該当するような若い方たちが参加する機会があるのかなと感じまして。もちろん、中学生からこういったことの啓発や、いけない事だよって教育していくことはすごく重要だと思います。なので、指導課とか、学校教育の中でも、何かこういった取り組みをしてもらえたらいいのではないかと思います。

○立川副会長 デートDV防止についてご意見をいただきました。市民に対する啓発ということで、パンフレット、チラシの配架とかイベント配布に加えて、教育の分野、特に中学生とか、高校生とか、そういった若年者に対する啓発が重要ではないかというご意見をいただきましたが、これについてはいかがでしょうか。

○佐藤補佐 はい。人権推進課の佐藤でございます。ご意見ありがとうございます。デートDV防止に関しましては、これまで市民まつりや成人式、そういったイベントの中で、啓発のチラシを配布してきましたが、コロナ禍の中で、なかなかイベントが出来ない状況になっておりますので、今回の実施計画の中ではイベント名は記載しませんでした。ご指摘の通り、学生さんに対する啓発というのは非常に重要ですので、今年度も、市内の高校に用事があって伺った際、デートDV防止に関するリーフレットや相談先のカード等を校内で配っていただくようお願いしたところでございます。また、中学生に対しましても、本日、事前配布資料として資料4でお渡ししました中学生アンケート、こちらの最後のところに、デートDV防止に関するお知らせを入れておりますので、市内の中学3年生の皆さんに見ていただけると思っております。ご意見いただきましたように、今後も、指導課などの教育委員会と連携を図りながら、啓発を進めて参りたいと思います。

○立川副会長 はい。事務局のほうから説明がありましたけど、具体的にもう少し実施計画の中身に加えていただかないと、ちょっとわかりかねると思いますので、ぜひ、そうい

った取り組みをされているのであればお願いいたします。子どもたちの意識調査に合わせて、デートDV防止の啓発が図られることは本当に、重要なことだと思いますので、機会を捉えてやっていただければと思います。

他に何かありますか。

○石田委員 5ページの取組みNo.21101と、6ページの取組みNo.21202の男と女のつどいのことですが、今回、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、内容が展示会になるということで、これはもうやむを得ないところだと思います。

私、先日も市役所に来たとき、市役所の入り口付近で展示をされていたのですが、展示の内容は素晴らしいものだと存じます。しかし、市民の何名ぐらいの方がこの展示をご覧になっていただけたのかですとか細かく状況を記録していくのは、実際、難しいところもあるかと思いますが、1日に展示をご覧になった人数や、展示の感想などがわかれば、それを今後の男と女のつどいの展開に活かせていけるのではないかと思います。

○吉岡主任 はい。ご意見ありがとうございます。こちらの男と女のつどいにつきましては、女と男いきいきネットワーク久喜の理事の方と共催で内容を企画、検討しております。今後、ネットワーク久喜の理事の方と話し合い、例えばアンケートを実施するか、ご感想を寄せていただけるような取り組みをして、企画に反映していただければと思います。貴重なご意見、ありがとうございます。

○立川副会長 ありがとうございます。今、石田委員から貴重なご意見をいただいたところですが、内海委員は今回の件で何かあれば、ご回答お願いいたします。

○内海委員 ありがとうございます。私は女と男いきいきネットワーク久喜の会長をしています。今年度はコロナの関係で、つどいを中止にしようという話が最初出ました。ただ、誰もが願っていることは同じだと思いますが、このコロナが無くなって、前の生活に戻れるという希望を抱きながら、昨年度から中止となりましたが、前の生活にはすぐには戻れない状況です。もちろん、コロナの収束は願いますが、以前の生活に戻れることを期待するだけで何もやらない、というのはちょっと違うんじゃないかと思い、今の状況で私たちに出来ることは何かないだろうか、と模索して、急遽、展示をすることになりました。あまり時間がない中で準備しましたが、おっしゃっていただいたようなご意見は大変貴重で、また来年もどうなるかわかりませんので、次からはそういったご意見等を活かしながら、違った方法で出来ていくといいのかなと思っています。また、この話を理事会に持ち帰りまして、理事の皆さんとつどい自体のやり方を検討したいと思います。本当にありがとうございます。

続けてもう一つ、皆さんに聞いていただこうかなと思ったのですが、ここに見直し内容という欄がありますが、残念なことに、あまり見直し内容が入っていない。逆に言うと、今年度は開催できる期待があるという、良いことでもあるかと思うんですが、このコロナ禍でイベント等をどうしていくとか、その辺をいよいよ考えていかなければならないのではないかと。これについては答えは無いと思いますが、私も自分がやってる

事業の中で、例年通りにいかないことがたくさんあります。そうすると、方法を変えるなり、違った事業を新たにやるなり、そういう選択を迫られていると思います。

皆さんの生活においても同じだと思います。今までやってきたことが出来ないからやめてしまう、でも、それだけではなくて違うものをやるのか、方法を変えてやるのかという事は、今、皆さんがまさに考えている時期だと思うので、そういったことが今度、次の令和4年度の見直し内容のところで、こういうふうに改善されました、コロナ禍でこういうふうにやれるようになりましたというように、たくさん挙がってくると、これが大変活かされたものになっていくのではないかなと思います。

私自身も日々、こういうふうにやったらいいのかなと考えているところで、皆さんも同じだと思いますので、ぜひ、各担当者の方にも、来年、このコロナ禍の中で、ここはこういうふうに変えましたというご意見がたくさん挙がってくると、他所がこうやっているから自分のところもこういうふうに変えようかという事ができていくので、私たち全員の新たな課題なのかな、とこの内容を読んで感じたところであります。

○立川副会長 今、内海委員からも貴重なご意見をいただきました。コロナ禍で、随分私たちの生活も変わってきて、意識啓発も、従来のやり方では実施できない、また違う方法を模索しなければいけない時代になってきていると思います。今回、つどいを中止して、急遽、展示という形をとられたということで、皆さんの努力には本当に感謝しないといけないと思っていますが、その中で今、石田委員がおっしゃったように、それであっても、どのくらいの方に見ていただいたのかとか、どれくらいの効果があったのかとか、そういったことを測定していかなくてはいけないという事もありますから、見直しの時、これから各課が事業をやっていきますけれども、従来通りではやっぱりいけないんだという事を踏まえて、私たちも次の計画づくりに活かしていかなければいけないと思います。ありがとうございました。

その他何かありますか。植竹委員はいかがですか。

○植竹委員 2点、目標値を設定されているところでちょっと気になりましたので、提案というかお願いですね。2ページ目の取組みNo.11105の女性の悩みカウンセリング事業。利用率目標が80%以上となっていますが、こちらは何に対しての80%以上になるのかなという疑問と、66.3%から80%まで上げるのにはかなり努力が必要と思われませんが、希望者にキャンセル待ちの案内等だけでこの目標値の設定は、本当に大丈夫なのかなと。もう少し具体的に、提案することがあれば考えていただければいいなと思いました。

もう1点。私、最近までPTAをやっていたので気になったんですが、7ページの取組みNo.22103の、生涯学習課のところで目標値がありまして、家庭教育学級の目標が35学級になっていますが、やはり現状は12学級。コロナ禍で皆が集って保護者同士の交流もなかなか難しい中、この目標値に近づけるのはちょっと難しいのかなと現状、思うのですが、35学級の目標の理由を教えてくださいました。

- 立川副会長 今、2点いただきました。それ、まず1点、課題ということで前回もお話のあった女性の悩みカウンセリング相談、これが現状の利用率66.3%を80%以上とするということについて、もう少し詳しく、内容についてご説明をお願いします。
- 佐藤補佐 取組みNo.11105のカウンセリング事業についてですが、年間の相談枠としては104枠を予定しています。それに対する利用率が何%かというところですが、実は、令和2年度は、予約率が104枠のうち92.3%ございました。それがコロナの影響だったかと思いますが、実際の利用率が66.3%と下がったという経過がございます。やはり、世の中の状況が大きく変わったところで、皆さん相談を控えられたというところがあったのかと思います。令和3年度については、少し、この状況に皆さんが慣れてきたことや、また、キャンセルがあった際には、急な相談希望をキャンセルで空いた枠に入れるとか、そういった動きを取っていきたいと考えておまして、令和3年度は利用率80%以上を目指すというところで記載させていただきました。
- 植竹委員 こちらは完全予約制ですか。
- 佐藤補佐 基本的には予約をいただき、カウンセラーの先生が対応することになっています。
- 立川副会長 104枠で予約が92.3%、実質的には何らかの理由でキャンセルされて66.3%ということですが、キャンセル待ちというのは、同じ日に何人も予約が入ることがあるということでしょうか。
- 佐藤補佐 そのような形になります。時間帯にも分けて予約を取っているので、例えばお子さんがいるお母さんだったら、午後の早い時間がいいとか、そういった希望もあります。そうすると、ほかの時間は空いてるけれど、早い時間がいっぱいだとか、そのようなこともありますので、なるべく空いたところには次の方にご連絡をして、入りませんかというご案内をしたりするように、心がけているところです。
- 立川副会長 併せてちょっと私も聞きたかったんですけど、カウンセリング相談の周知はどのようにされてるのでしょうか。
- 佐藤補佐 市のホームページでご案内をしているのと、毎月の広報くきの相談コーナーでもご案内しております。何月、何日、何時からこちらであるので、予約制ですのでご連絡をくださいというような案内をしています。
- 吉岡主任 補足ですが、令和2年度末に、相談先の啓発カード、啓発ポケットティッシュを人権推進課で作成しまして、市内の大型商業施設等に依頼し、設置していただいております。そういった啓発物もございますので、これからも周知に力を入れていきたいと考えております。
- 立川副会長 わかりました。今いろいろ説明いただきましたけど、カウンセリング相談についてはよろしいですか。
石田委員をお願いします。
- 石田委員 今の取組みNo.11105のカウンセリングの件なんですけども、枠が1日幾つかと

決められていると思いますが、1枠はどれぐらいの時間なんですか。

○佐藤補佐 基本は50分ということでお願いしております。

○石田委員 そうしますと、その50分の枠の中で相談して、それで解決するものはそれでいいと思うんですが、50分ではとても解決できない問題もあつたりすると思うんですね。特に夫婦の問題というのは、なかなか50分の枠の中では解決するのは難しい問題もあると思うんですけども、そういう場合は継続相談などを受け付けていただけてるんでしょうか。

○佐藤補佐 はい。連続5回まで継続できるようになっております。ただ、同じ方がずっと入りますと他の方の相談の機会が無くなることにもなりかねないので、5回連続で相談いただいたら、間を3ヶ月空けていただいて、またご予約できますというような形で運営しております。

○石田委員 引き続き質問ですが、例えば今申し上げたような夫婦関係の問題などに関して言いますと、今回、これは女性の悩みということなので、奥様の方からのご相談というのが想定されていると思うのですが、ただ、やはり夫婦の問題であるので、その夫婦間の問題をカウンセラーが入って解決していく上では、夫からの話を聞けないと、なかなか解決というか改善には結びついていきづらいところもあるのかと思うのですが、そのあたりは何か別の相談という形で、繋いでいったりすることは可能なんですか。

○佐藤補佐 石田委員がおっしゃいました通り、問題の解決に対して、カウンセラーの先生が全部対応するのは難しいので、具体的に、法律相談をご案内しましょうとか、警察に行った方がいいですよとか、カウンセラーの先生が相談機関を情報提供するという事はやっています。このカウンセリングの中では、悩んでいるその心の悩みに対して中心にアプローチしていただくということを考えておまして、その実際の悩みへのアプローチと、解決手段の方法の提示というところで分けて対応していただいているところです。

○石田委員 私も仕事柄、夫婦関係が終わってしまうケースの方が多いのですが、そうではなくて、終わらないためにどうしたらいいのかっていうところの相談窓口というのはやはり必要だと思います。市のこの相談事業の枠の中だけではなかなか、解決まで結びつかないものもあるのではないかと思いますので、外部のカウンセラーなどにうまく引き継いでもらえるようなやり方を検討してみてもいいのかなと思っております。

○立川副会長 ありがとうございます。今いろいろ深く多角的な意見をいただきました。本当にこの相談は、私も相談内容ってどういうものが多いのかと思いながら伺っていたのですが、心の悩み相談ですから、多分、50分では解決しない相談内容を次に繋げていただけるのだらうと思いますが、重要な相談ですから、今ご指摘のあった内容も踏まえてご検討いただければと思います。

それから、もう1点ご質問のありましたNo.22103の家庭教育学級、生涯学習課の件については、教育委員会の方にいただいたご意見をお伝えして、ご検討いただくというこ

とでよろしいですか。担当が生涯学習課となっておりますので、人権推進課の方から、審議会からこのような意見が出たということをお伝えさせていただきたい、また、可能であれば検討させていただきたいと思っております。

それでは、この計画について資料1についてはよろしいでしょうか。

様々な意見をいただきましてありがとうございました。それでは議題1は終了とさせていただきます。

続きまして、議題(2)、意識調査に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○江田主事 人権推進課の江田と申します。私の方からは、男女共同参画に関する市民意識調査及び中学生アンケート調査について、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、市民意識調査についてご説明いたしますので、資料2の表の方をご覧ください。現行の第2次久喜市男女共同参画行動計画の計画期間が令和4年度で満了となることに伴いまして、これまでの取り組みの成果や社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年度から9年度までの5年間の計画期間とした第3次久喜市男女共同参画行動計画を令和4年度中に策定する予定となっております。それに伴いまして、今年度は、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、計画策定に反映させるための基礎資料とすることを目的に、意識調査を実施することとしております。調査の対象は、令和3年9月1日現在、本市の住民基本台帳に記載のある18歳以上の男女各1,000人、合わせて2,000人とし、地域や年代の割合を勘案した上で、無作為抽出いたします。調査は無記名選択式で、一部自由記述としたいと考えております。郵送により調査票を配布し、回答の提出方法は、従来の郵送に加え、新たに埼玉県電子申請サービスを活用したインターネットによる回答も受け付けることといたします。実施期間は令和3年10月1日から令和3年10月22日までとし、9月30日に調査票を発送する予定となっております。

続きまして、資料3をご覧ください。審議会の皆様には、事前にこちらの市民意識調査票案をご覧ください。内容のご確認をお願いしたところです。本日はご確認いただいた調査票案についてのご意見やご質問を賜りまして、後日、皆様からのご意見及び、庁内各課からの意見をもとに、最終的な意識調査の設問を決定したいと考えております。調査内容については、現在の社会情勢や男女共同参画施策等の流れを踏まえ、構成を、男女平等に関する意識、家庭生活や地域活動、男女の就業・仕事、男女の社会参画、学校教育、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力、市の男女共同参画推進の取り組み、回答者ご自身について、自由記述、という形で大きく分類し、調査項目は自由記述を含めまして、全35項目となっております。

続きまして、中学生を対象としたアンケート調査の実施についてご説明いたします。資料2の裏面をご覧ください。市民意識調査と同様に、若年層の男女共同参画に関する意識の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施したいと

考えております。こちらのアンケート調査につきましては、市内全中学校の3年生全員約1,150人に対し、9月1日から15日の期間で実施したいと考えております。また実施方法については、全生徒に支給されているタブレット端末を活用したインターネットによる回答とすることで、スムーズな回答と集計作業の効率化が期待できると考えております。

続きまして、資料4をご覧ください。こちらの中学生のアンケート調査につきましても、事前に皆様にご確認をお願いしていたところですが、調査内容は大きく分けまして、回答者ご自身について、男女平等や固定的性別役割分担意識に対する考え方、固定的性別役割分担意識に対する周囲からの言動、きっかけ・影響、デートDVに対する意識や実態、性自認に関する悩みの有無、男女共同参画政策に対する意見把握となっております。調査項目は、全15項目となっております。こちらのアンケート調査項目案につきましても、本日審議会委員の皆様からのご意見を賜りまして、指導課からの意見とも合わせ、後日調査項目を決定したいと考えております。資料2、3、4の男女共同参画に関する市民意識調査及び中学生アンケート調査については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○立川副会長 ありがとうございます。来年度から計画づくりを行うにあたっての市民意識調査ということで、今年度、2つの意識調査が実施されるということです。まず、市民向けには18歳以上の男女各1,000人ずつと、市内の中学校3年生全員の調査ということで、2つの意識調査の内容について意見を求められております。それではまず、今の説明について何か質問のある方はいらっしゃいますか。

石田委員お願いいたします。

○石田委員 中学生の方は、学校でこの調査を行ってもらうということですか。

○江田主事 はい。指導課と協議を行っておりまして、まず、事前に紙のアンケート用紙をお配りして先に見ておいていただいた上で、全生徒に支給されているタブレット端末を使ってもらい、学校の授業の中の時間を使って回答していただくということを予定しております。

○石田委員 中学校の方は学校が間に入ることで、なるべく皆さんに回答を協力してもらえるのかなという期待はありますが、この市民意識調査の方、18歳以上の方は、直接、本人に郵送で、お願い書みたいな物を送られてということですか。

○江田主事 はい。ご指摘の通り、無作為抽出により市民2,000人を対象に、郵送で調査票をお送りいたします。調査の回答につきましては、郵送でご返送いただく方法と、あとは新たにインターネット回答による受け付けを予定しております。

○石田委員 わかりました。そうしますと、18歳以上の方に関しては、基本的には任意に協力していただくということですね。そうすると、せっかくやるからには多くの人にご協力をいただけたほうが良いと私も思うのですけれども、そのためにはお送りするご案内、協力しようかなと思ってもらえるような内容の書面をつけることが大切かと思って

おりまして、できたら案のようなものが今回あった方が、この審議会でも、より充実した話し合いができたかなと思います。

○立川副会長 ありがとうございます。この資料2の概要案について簡潔に説明いただきましたが、18歳以上の男女2,000人に送る時には、ちゃんとしたペーパー1枚ぐらいの趣旨とか目的とかがわかりやすく記載された文章もあると思いますが、それを今回の審議会に資料として出していただいた方が、私たちもそれに目を通すこともできましたし、ご意見ももちろんいただきましたし、より理解できるかな、ということでご意見をいただきました。今回はもうこれで終わってしまいますから、次回のときにはぜひ参考にさせていただければと思います。また、ぜひわかりやすい案内を作成していただければと思います。それでは、説明についてはよろしいですか。

中村喜美子委員、お願いいたします。

○中村喜美子委員 資料4は、男女共同参画に関する中学生、意識アンケートの案ということで、いただいて読んできました。

問15ですが、中学生というのが、12～15歳ぐらいまででしょうかね。その中で、⑤番。働いている人が子どもを預けられるように保育所、学童保育などを充実させる。それから⑥番、働いている人が～という、こういう内容なんですけど、中学生のアンケートの設問にしては、これは実感が無さすぎるんじゃないかなと思うんですね。

それに対して、今すごく問題になっているヤングケアラーという言葉があって、実際に小さい子ども、例えば小学生が、その家庭環境の中で病院やお年寄りの介護などを学校に行けずに行っているんだっていう、社会問題になっているなとつくづく思うのですが、久喜市でせっきく中学生にこういうアンケートができるのであれば、自分がケアラーという、誰かを介護しなければいけない、そういう状態があるのかなというの、働いている人がという⑤番、⑥番よりも、自分自身の勉強や部活動ができない事情がある子どもの確認ができたり、どれくらいの子がいるということが確認できるといいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○立川副会長 重要な意見の提示がありました。子どもへの意識調査の項目。問15の⑤、⑥の設問、もっともなんですけれども、回答する子どもにその実感がやはり湧きにくい項目だということ。

それから、ヤングケアラーということで今よくテレビや新聞等で目にする重要な内容について、子どもに周知を図るとか、子どもの状況を把握するという意味で効果的ではないかというご意見なのですが、これについてはいかがでしょうか。

事務局お願いします。

○佐藤補佐 ありがとうございます。今2点ほど、ご質問があったかと思います。

まず1点目、問15の設問ですが、今回のアンケートは、中学3年生を対象に実施したいと考えておりまして、この3年生という時期が、これから自分の人生を考える転換期に当たるということも踏まえまして、自分の将来の生活も少し見えてくる時期かと考

えました。ですので、自分が働くことを念頭に置いて、こういうことがあったらどうか、というお答えをしてもらえるのではないかと期待して、設問に入れたところです。

もう1点、ヤングケアラーの点でございます。非常に重要な問題で、今、国を挙げて対応されているところでございます。本市においても教育委員会を中心として、対応、検討していると思いますが、今回この男女共同参画での調査の中で、ヤングケアラーについても確認したほうがいいかどうかという点につきましては、教育委員会、主に指導課と打ち合わせをしながら進めていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○立川副会長 それでは、ぜひヤングケアラーについては、検討をお願いいたします。また⑤、⑥については、対象が中学3年生ということで、将来設計が自分でできる可能性のある年代だということで実施されるということです。一応、そういったご意見があったということで、また検討いただきたいと思っております。具体的にありがとうございます。

それでは、少し量が多いので、資料3から具体的に、分野ごとに細かく区切って意見をいただきたいと思っております。よろしいですか。

資料2の方の説明については、今、石田委員からご意見がありましたので、それを踏まえて検討いただくということで、資料3に入ります。

資料3は市民向けの意識調査という調査票なんですけれども、いくつかテーマが分かれていますので、テーマごとにご意見をいただければと思います。男女平等に関する意識についてということで1ページ目にあります。これについて何かご意見ありますか。人数もそんなに多くないので、忌憚のない意見を言っていただいた方がよろしいかと思っております。あと、何か全体的に、個別に入る前に、全体的に何か意見があることもありますか。大丈夫ですか。

内海委員をお願いします。

○内海委員 中学校の方でアンケートを行うということだったので、それこそ回収率100%により近いものが得られるんじゃないかと思っております。市民の方は無作為というお話でしたけど、この無作為の意味というか、意図、例えば何歳から何歳とか、男女比、そういうのもあると思うんですが。また、回収率はどのぐらいを想定されているのか、お聞きしたいなと思っておりました。

○立川副会長 無作為抽出の内容と回収率ですね。はい。事務局お願いいたします。

○佐藤補佐 無作為抽出につきましては先ほどの資料2の中にありますように、合併後の4地区の割合と、年代がございますのでそれぞれを見ていきたいと思っております。性別については半分ずつと考えておりますが、年代については、市民の人口の年齢構成が年代ごとに違いますので、それに合わせて抽出の割合もみていきたいと考えております。また、前回の有効回答率については、はっきりした数値を今持っていないのですが、49%前後だったと思っております。今回、それは必ず超えたいと思っております。Web回答を可能にすることで、上昇できるものと考えています。

○内海委員 だとすると、せっかくこれだけのことをやるので、例えば、同じような平等さ

には欠けるとは思いますが、意識調査の部分では、例えば、市の職員の方に調査にご協力をいただくとか、あとこういった審議会委員に、少数ではあるけれども協力をいただくとか、市に来庁した人で、例えばアンケートにご協力くださいとお願いしたときに協力してくださる方にご協力を得るとか、回収率を上げるための話になりますが、そういったことは視野に入れてらっしゃるのでしょうか。

○立川副会長 事務局お願いします。

○佐藤補佐 確かにこれだけのことをやるのですから、回収率はぐっと上げたいというのが本音でございます。ただ、それぞれが考えている男女共同参画に関する意識というのはかなり差があるのではないかとというのも、私たちが想像しているところです。審議会の委員さんは意識が高く、アンケートをやっていたら、そのような結果が出ると思います。けれどもそれが、市民の皆さんの、実際のところの意識なのかという話になると、違ってくるかもしれないということです。このようなことから、無作為に抽出した方に対して回答をお願いしたいと考えておまして、回答率を上げるための方策なんですけど、もちろん市のホームページ等で周知もして参りますし、こちらから、調査票をお送りした方には、お礼のお葉書きを締め切りの前にお送りする予定でおります。そのお葉書きには、まだ回答されていない場合はぜひご回答ください、とお願いの文章も添える予定でおりますので、そういった方策を使いながら、回答率を上げていきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○立川副会長 中村喜美子委員、お願いします。

○中村喜美子委員 今、まだ回答してないようでしたらお願いしますという葉書きを出すということを伺いながら、私個人的には、どんなものでもいいから、いただけるものがあつた方が、アンケートには答えやすいんですね。今回、いろんなイベントが中止になっているので、啓発品なんかもあるのではないかと想像しています。そういうものを上手に生かしながら、同じ郵便代金を使うのであれば、ご褒美がもらえるという方が、回答率は高いような気がします。

○立川副会長 今、重要なお意見をいただきました。市の方も回収率アップのために、市のホームページに掲載したり、あと、事前にお礼の葉書きということで回答を促すような方策を考えてらっしゃるようですが、加えて、何か心を動かすようなプレゼントがあればというようなご意見もありましたので、できるものであれば参考にさせていただきたいと思えます。いずれにしても、有効回収率、目標回収率は、多い方がやっぱりいいです。内海委員からもたくさんの方の意見をいただく、そういう意味でご意見ありましたけれども、今回はそれが採用できないにしても、やはり回収率を上げるための方策は、練っていただければと思います。それでは、意識調査の方法については、大体皆さんから意見よろしいですか。

はい。それでは、中身に移りたいんですが、私、意識調査、資料3の男女平等に関する意識についてと言ったんですが、全体的にこれを見て、何か意見がある方があれば、

先にちょっといただければ重複しないかと思っていたのがありますが。実は私、幾つかあります。

あなたご自身についてお伺いしますというのが後ろについてるんですが、意外と人って難しいことを考える前に、無意識に自分のことであればすすっと書けるので、前の方がいいんじゃないかと、案外その鉛筆がこう動き出すと入っていけるんじゃないかというのは思いました。あと、やはりカタカナが多いですね。難しい、新しい語彙も多いですが、カタカナも多いので、注釈とか解説っていうのは、もちろんつけてくださるんですが、入れていただければと思います。それからあと、いくつかの質問の中で、考えとか理由を問うところに、「わからない」というのは入れていただきたいなど。入ってるところと入っていないところがあって、「特にない」とか「わからない」というのは必ず入れていただいた方がいいというのと、それから、考え方を聞かれた質問では、○をつけてくださいとお願いした場合には、必ず理由は聞いて欲しいと思いました。あと、今までもこの計画をつくる時には事前に意識調査を実施されていると思うので、ずっと聞いてらっしゃる質問項目があると思うんです。今回は令和3年9月1日現在の意識を聞くにしても、対象の2,000人は全然違う人になるにしても、経年変化でずっと啓発してますから、その変化がどのぐらい、どのように変わってきてるかというのを見る必要があると思うので、同じ質問、同じような質問であれば、選択肢も同じに揃えて、経年変化は確実に把握された方がいいんじゃないかと思いました。それから、回答の並べ方で、大体どれも、方向として久喜市が望む方、順番になっていると思うのですが、時々否定的なものから入ってる回答がある。例えば、問9は女性が職業を持つことについてどう考えるかという質問で、持たない方がいい、結婚するまでは仕事も、とあるんですが、本当であればきっと国の政策や市の方針から考えても、できるだけ女性も男性も可能な限り仕事を続けるとか、そういう方向で考えているのであれば、4番の選択肢のような、続ける方がいいとか、肯定的な選択肢を上の方に配置した方が、市の姿勢としてもいいのではと思います。今の順番だと消極的な印象がやっぱりあるかと。あと問22のDV経験も、何度もあったを先じゃなく全くないを先にして、そういった順番は重要じゃないかと思いました。

そういった感じで、全体として何かお伝えしたいことがあれば、今、発言していただければと思うんですが大丈夫ですか。

それでは、男女平等に関する意識、問1から問3について何か意見とかありますか。

私、問1の設問がちょっと唐突かなという気がしたんです。突然に、仕事とか家庭とかがって聞く前に、やっぱり地位の平等を聞いた方が。もともとこれは男女平等ですから。問2が最初に来る方がいいんじゃないかと思いました。そんな感じで何か意見があれば言っていただければと思います。

それでは、問1～3、今発言しなくても、何か意見があったという場合もありますから、後でペーパーで提出していただいてもよろしいと思います。

それでは、次に2ページ目の、家庭生活や地域活動についてお伺いしますという項目で、問4から問8で何かありますか。よろしいですか。細かいことはたくさんあると思うので、後で気付いた事は提出していただいてよろしいかと思えます。

無ければ次にいってよろしいですか。それでは4ページの、男女の就業・仕事について、このテーマではいかがでしょうか。

中村委員、お願いします。

○中村喜美子委員 問9ですね。もし、選択肢の1番を「1. 仕事を持った方がよい」と変えた場合、何か問題があるのかなと思えました。「仕事を持たない方がよい」という選択肢を1番にしたアンケートの理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

○立川副会長 問9の「1. 仕事を持たない方がよい」という回答にした、何か理由はありますか。

○佐藤補佐 この問9の設問なんですけど、先ほど議長がおっしゃいました、経年で変化を見る必要があるところと考えておまして、前回の平成28年の時の調査が、このままの設問でございましたので、聞き方も全くそろえている形です。ただ、こういうご意見がありましたので、質問はそのままにするにしても、選択肢の順番等に関しては、変えることを検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○中村喜美子委員 平成28年の調査や、その前の調査でも、仕事をずーっと持たない方がよいということでこの聞き方だったと思うんですね。今は共働き世代、2人で働いているご家庭がすごく多いわけですから、そろそろ、時代的に変えてもいい流れに来てるんじゃないかと思えましたので、よろしくをお願いします。

○立川副会長 はい、ありがとうございます。何か他にありますか。

石田委員お願いします。

○石田委員 今の中村委員のお話なんですけど、1番で仕事を持った方がよいという記載にすると、4番の結婚や出産にかかわらず仕事を続ける方がよいという、この選択肢と内容が重複してしまうんじゃないかという感じはするんですけど、皆さん、お考えいかがでしょうか。

○立川副会長 はい。回答の項目で今1番から7番がありまして、今、石田委員は4番と、1番の内容を変更すると重なるというようなことでご意見をいただきました。結婚や出産にかかわらずという、前段がありますが、仕事を続ける方がいいということと仕事を持った方がいいということが、ほとんど一緒ということ。確かに内容的に似ておりますので、その辺は事務局に考えていただければと思えます。

ただ、やはり時代の変化もありますので、平成28年の時のその聞き方、同じでも順番を変えるなり、検討していただければと思えます。

その他ありますか。

私、一つあります。問13の後に、ここで男性の育児・介護休業の取得を聞いていますが、考え方で、その制度ごとに聞いていますが、実態といえますか、回答者の取得状

況は聞いていないので、ここで聞いていただければいいかと。そんなに取得者が多くない男性の中で、回答者の中で、さらに育児休業、介護休業を取得された方がどのくらいいるかというのはわかりませんが、もし実態としてあるのなら、せっかくであれば設問で聞いていただいた方がいいんじゃないかと思いました。

他にありますか。

中村委員、お願いします。

○中村美恵子委員 細かいところなんですけれども、問10のところで「現在就業している方に伺います。それ以外の方は問10へお進みください」というのは、これは誤りですか。それ以外の方はどこへ進むのでしょうか。

○佐藤補佐 問10は、それ以外の方は問11へお進みくださいの誤りです。失礼いたしました。今ご指摘をいただきましたのが、問10の中で「現在就業している方に伺います。それ以外の方は問10へお進みください」と、同じところを回るような設問になっておりました。

○立川副会長 そうですね。それ以外の方は問11ですね。10ではなくて11に訂正をお願いします。それでは次に、6ページから7ページにかけての男女の社会参画について聞いてる項目がありますが、これについて何かご意見ありますか。特にありませんか。

では、私から、問16で1から7まで回答が用意されていますが、ジェンダー平等教育を進めるとか、女性自身の意識改革とか、その能力向上のための講座の開催とか情報提供とかありますが、全体的に、ワークライフバランスに取り組む職場づくりの視点が欠けている印象があります。

他にご意見が無ければ、次に学校教育について、7ページから8ページにかけて何かありますか。ありませんか。

それでは次に、8ページのセクシャルハラスメント、これについて何かありますか。特に無いようですので、次にページ9から11まで行きますね。ドメスティックバイオレンスについて。これについてはいかがでしょうか。

私、よろしいですか。問21ですが、どのように感じるかという考え方、感じ方を聞いてるところなんです、①から⑫まであるんですが、中身をもうちょっと整理された方がいいかと。身体的暴力とか精神、経済的、性的暴力なんだと思うんですが、同じような内容があって、もうちょっと整理された方がいいんじゃないかと思いました。

あと、問22ですが、上と同じ内容をここで聞いているんですが、少しまとめてくださってもいいのかなと思います。あと、問22-1で相談した、相談できなかった、相談しようと思わなかったと聞いていますが、したか、しなかったというのでも、いいのかなと個人的に思いました。設問もとても多いので、久喜市が力を入れていることが感じられる項目なんです、何かご意見ありますでしょうか。

はい。それではまたご意見があったら後でいただければと思います。それでは、次に行きます。11から12ページ、久喜市の男女共同参画を推進するための言葉や取り組み

についてというのが最後にあります。ここについてはいかがでしょうか。

私から、ぜひ、聞いていただきたい言葉がありまして、クォータ制とか、今回改正されて6月に成立した、政治分野における男女共同参画推進法の改正、新しいですけど重要な内容なので。何だろうっていうふうな気づきとか、ぜひ知ってもらいたいがために載せるという効果もあると思うので、載せていただければと思います。やはり、女性議員さんの数を増やすために、国が超党派で改正した法律でもありますから重要なものだと思いますので、ぜひ聞いていただければいいかと思います。それから、問26ですが、男女共同参画社会を実現していくために久喜市でどのようなことに力を入れたらいいかというのが、問3と重なっているかと思います。もう少し問26は幅広く、久喜市がやっている取り組みを具体的に次期計画に反映していくための、一番重要なところなので、ここは聞いた方がいいのではないかと感じました。

他に何かありますでしょうか。

では、中村委員、お願いします。

○中村喜美子委員 今、問3のところですね、(1つだけに○)というのがあります。ずっと見ていって、他の設問では3つまでというのがありますが、この問3は回答が1つだけだとすごく迷ってしまいます。これは1つだけでないと駄目でしょうか。

○立川副会長 問3、(1つだけに○)とありますけど、他の設問では幾つか、または当てはまるものに○とか、何か検討していただければと思います。どれも重要なので1つに絞り切るのが難しいですよね。ありがとうございます。

それでは、15時30分になりましたので、ここで休憩とします。

(休憩)

○立川副会長 それでは、再開いたします。

続きまして資料4。子どもたち、中学校3年生に対する意識調査ということで、質問項目15項目ありまして、問15につきましては、先ほど中村喜美子委員さんからご意見いただきました。その他何かありますか。

1点だけ確認よろしいですか。中学校の意識調査というのは今年度初めて実施されるんですか。

○佐藤補佐 実は、6年前に1回実施しております。ただ、その結果を今の第2次男女共同参画行動計画に反映させるところまで至らなかったという経緯がございます。今回は、第3次計画の中に組み込んでいきたいというふうに考えております。

○立川副会長 そうなると、質問項目は新たに作られたということよろしいでしょうか。それでは、こちらについても、今ここでご発言が無くても、後で気づかれたら、またFAXまたはご意見を電話等で伝えるということよろしいですか。はい。

それでは、議題(3)久喜市パートナーシップ宣誓制度についてでございます。こちらについて事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤補佐 はい。それでは、議題3、久喜市パートナーシップ宣誓制度についてご説明い

たします。委員の皆様方には過日、宣誓制度の骨子案に対するご意見をお願いしましたところ、たくさんのご意見をいただきました。お忙しい中、ご協力いただきまして、ありがとうございます。いただいたご意見につきましては、本日お配りした資料6にまとめさせていただいております。骨子案につきましては、性的少数者と言われる当事者の方々との意見交換を6月29日に行い、こちらでもご意見をいただきました。また、市役所庁内の会議でも意見をいただき、その内容を加えて、骨子として決定いたしました。決定した骨子は、本日お配りした資料7でございます。宣誓制度の対象となる性的少数者の方々が実際に本市にいらっしゃって、また当事者の方々は、日常生活で精神的に追い込まれる経験が多いことなどから、寄り添った支援が必要であるため、本市における宣誓制度は、本年10月1日に施行し、要綱として規定することといたしました。要綱の概要案につきましては、資料5として、事前に郵送いたしました。資料5については、後程ご説明いたします。

初めに、皆様からいただいたご意見に対して、口頭になりますが、回答させていただきます。資料6をご覧ください。いただいたご意見を項目ごとに記載しております。まず、全体に関わる部分からお答えいたします。(1)から(3)につきましては、ご意見としていただきまして、今後の周知啓発等に生かして参りたいと考えております。続いて、(4)、質問の内容が、パートナーシップを解消する場合の手続きの想定は、ということでございます。こちらにつきましては、宣誓した後に、パートナーシップを解消する場合には、証明書の返還届を提出していただくことを想定しておりまして、要綱において定める予定でございます。そのあと、改めて別の方と宣誓するときには、再度宣誓の手続きをとっていただくということになります。

続いて内容(5)、性の多様性に関する取り組みの①啓発・教育、②支援のうちの支援事業の一つとして、パートナーシップ宣誓制度の導入があると考えますが、その点について盛り込むべきではないか、というご質問でございます。性的少数者の方々に対する久喜市の支援の取り組みは、本制度の導入が初めてでございますが、周知・啓発につきましては、これまでも取り組みを進めてきました。その概要について、簡潔な内容ではありますが、骨子の1、検討の経緯と、2、制度の背景の中に提示しております。

内容(6)、先進事例を参考にしていると思うが、久喜市の独自性を打ち出すべきではないか、というご質問でございます。この制度につきましては、性的少数者の当事者の方々の生きづらさの解消に焦点を当てて、当事者の方々に寄り添った取り組みになるような展開を検討しています。このことを踏まえ、今後は、各自治体での制度の広がりや社会情勢の変化を見ながら、必要に応じて制度の内容の変更を検討いたします。

内容(7)、骨子案中の言葉の定義が曖昧である。最も重要な単語である性的少数者やパートナーシップについては、初めに久喜市としての定義、対象者をしっかりと定め、明記すべきである、とのご質問でございます。こちらは骨子案中にパートナーシップの説明を2、制度の背景の最後に加えております。性的少数者という言葉につきまし

ては、要綱では定義する予定ですが、当事者の方々との意見交換の際には、この性的少数者という言葉自体が、偏見を生みかねないとお話もありましたので、資料7の骨子の中では最小限の表現としております。

内容(8)、宣誓の方法等、宣誓制度を少しイメージできるような説明を加えてはどうか、というご質問です。宣誓の方法の実際のところについては、パートナー関係であるお2人がそろって、宣誓書と確認書を提出していただくことを考えております。提出していただく際には、住民票や戸籍抄本など要件の確認に必要な書類も添付していただくとともに、運転免許証等の本人確認書類を提示していただき、担当職員による確認をいたします。宣誓した後で、1週間から10日後をめどに、宣誓されたことを証明する証明書と証明カードをお渡しいたしますので、改めて市役所人権推進課に来ていただく予定です。これらの内容については、要綱において規定する予定です。

内容(9)、第2回の審議会の後に、さらに検討を加えて、久喜市の考え方がまとまったら、ぜひ市民の意見聴取、パブリックコメントを行って欲しい、とのご意見でございます。市民の皆様への市政に関する参加の方法の一つとし、市民意見提出制度、パブリックコメント制度がございます。本市においては、性的少数者の方々に寄り添った取り組みを進めてきており、当事者の方々には、令和元年度からいろいろなお話を随時伺ってきております。令和2年度は、委託事業として交流会も3回ほど開催いたしました。さらに、広報くき令和3年4月号で、市民の皆様への意見を募集し、当事者の方々との意見交換も6月に改めて実施したところです。また、今回、審議会委員の皆様へ意見をいただき、このような形で、段階を踏んで進めておりますので、今回は正式なパブリックコメントにつきましては省略させていただきます。

内容(10)、市民、当事者、議員等のコンセンサスが必要とのご意見でございます。市民の皆様には、令和2年11月にアンケートを実施しまして、さらに、広報くき令和3年4月号のアンケート結果を含む記事の中で、制度に関するお知らせをしまして、同じく広報くき令和3年4月号の意見募集等により、制度の内容に関する意見をいただいたところです。また、市議会の中では、数年にわたり制度の導入に関する質問をお受けし、その中で、市としての姿勢を説明して参りました。当事者の方々から意見を伺う機会も随時設け、先ほどお話ししました6月にも、具体的な手続き方法も想定した中で、制度に関する意見交換を行ったところです。

次に、(11)、条例にするのか、要綱にするのかというご質問でございます。本制度につきましては、パートナーシップの宣誓に関する規定として、要綱を制定する予定です。

内容(12)、ジェンダーギャップ解消には多くのテーマがあるが、パートナーシップ宣誓制度創設を先行する理由は、とのご質問です。この宣誓制度については、当事者の方々の生きづらさの解消を図ることを最大の目的として導入するものです。また、令和

2年9月に行われました埼玉県調査では、性的少数者の方の中で、65%以上の方が精神的に追い込まれて、自ら死ぬことを考えたことがあると回答した結果が出ています。このような状況を踏まえ、市がパートナーシップ宣誓制度を早期に導入することで、さらに市民の皆様や事業所の方々に、正しい知識や理解の促進を図っていきます。

次に、項目1. 検討の経緯と、2. 制度の背景について、あわせてご説明します。

内容(1)、同じような内容で違いがわからない。合わせる形で検討の経緯としたほうがわかりやすいのではないかと。内容(2)、提示しているアンケート結果の抜粋内容は好ましくないと思う。市民の意見であるアンケート結果により、久喜市が制度を導入するという印象を与えかねない。久喜市の積極的な姿勢を示すべきであり、その根拠として、市民の意見である結果を活用した方がスマートである。ここでは、必要な施策等について伺った項目を入れ、問16-2は、その項目の後に示す方が効果的ではないかとのご意見でございます。(1)、(2)あわせてご回答します。1. 検討の経緯については、これまでの本市の取り組みを述べております。また、2. 制度の背景については、性的少数者の方々が直面する現状と、昨年の市民アンケートについて述べるとともに、本市が制度導入を検討してきた経過を示しております。本市では、支援の実際のところや制度に関して、市議会での議論も踏まえ、令和2年度に、制度導入については令和3年度中とするということを表明しましたが、骨子の中ではこれらについて簡潔にお示ししました。

項目3. 制度の趣旨です。(1)と(2)あわせてご回答します。内容(1)趣旨は目的なので、制定予定の要綱の第1条に盛り込むような内容になる。何のためにこの制度を導入するかをやるのかを書くべきである。(2)、骨子案の趣旨は必須内容だが、制度の概要である。(1)、(2)合わせての回答ですが、この制度については、性的少数者の当事者の方々の生きづらさの解消を目的としています。さらに、本市がその先に目指していることは、性別に関わりなく、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現ですので、資料7、3. 制度の趣旨の冒頭の内容として、お示ししました。

内容(3)、「～現行法制度の影響を受けるものではなく」は、「～影響を与えるものではなく」の誤りではないか。また、「法的効力は生じません」はわかりにくいので、補足してはどうか、とのご意見です。こちらについては、ご指摘をいただき、市で検討した結果、表現を変更しました。以前、皆様にご意見を伺った時の表現は、「婚姻制度等の現行法制度の影響を受けるものではなく、法的効力は生じません」という文章でしたが、本日お渡ししました資料7、3. 制度の趣旨の中段は文章を変えております。「現行法制度の影響を受けるものではなく、婚姻制度と同等の権利や義務等の法的効力は生じません」という文章に変更させていただきました。

内容(4)、社会的な理解の促進につなげますという内容は、促進を目指しますで良いのではないかと、とのご意見でございます。久喜市が目指している、性別に関わりなく

一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現のためには、市民の皆様や事業者の方々をはじめとする性的少数者の当事者の周囲の方々の理解、つまり、社会的な理解が必須と考えておりますので、この表現とさせていただきます。

項目4、宣誓を行うことができる方の要件についてです。

内容（1）、民法では、令和4年から成年の年齢の引き下げが予定されているが、要件にある成年とは民法の規定と同様か、とのご質問です。成年の範囲については、民法の規定に合わせるものです。民法の成年年齢引き下げの内容や、時期については、今後、市が作成する、制度利用の手引きにおいて明記する予定です。

内容（2）、双方ではなく、片方が市内に住所を有していれば良いと感じる、とのご意見です。この制度については、久喜市内及び久喜市民に適用する規定を久喜市が定めるものですので、対象となる方の双方が久喜市民となる場合に適用する内容といたします。しかしながら、今後、国や埼玉県が同様の規定を定める場合には、変更となる可能性もございます。

内容（3）、市内への転入予定には期限があるのか、とのご質問でございます。この点に関しましては、1ヶ月程度の期間があれば、一般的な転入の準備は整うと考えておりまして、転入予定の場合、1ヶ月以内を期限とするように、要綱で規定する予定です。

内容（4）、要件として、「同一世帯であること、もしくはその予定であること」を追加してはどうか、とのご意見です。実際の皆様の生活においては、世帯を別にして同一世帯でなくても、婚姻していらっしゃるご夫婦もいらっしゃるにしまして、その生活のあり方というのは、状況や環境によって様々であるものと思われまます。そのため、本制度については、双方が互いをパートナーとして、共同生活をしていれば、同一世帯でなくとも、対象とするものです。

内容（5）、配偶者とは、というご質問です。配偶者という意味でございますが、民法上の配偶者のほかにも、事実婚関係の相手ですとか、ほかにパートナーシップの関係にある相手も含むものとして、要綱で規定する予定です。

内容（6）、以前に、他の者とパートナーシップを宣誓し、その後解消した方は救えないのかとのご質問でございます。先ほどと重複しますが、パートナーシップを解消する場合は、証明書の返還届を提出していただくことを想定しており、要綱に定める予定です。その後、別の方と宣誓するときは、改めて宣誓の手続きをとっていただきます。

内容（7）、他にパートナー関係の人がいても、宣誓をしていなければよいのか、とのご質問です。先ほどの（5）の回答と重複しますが、他にパートナーシップの関係にある相手がいる場合は、宣誓を行うことはできないものいたします。

内容（8）、近親者とは、民法上で、婚姻を禁止されている近親者として、要綱で定める予定でございます。しかしながら、当事者の方々との意見交換で伺ったところで

は、パートナーシップ宣誓の証明のほかに、宣誓する相手との法的な関係を希望する方もいらっしゃるということを伺いましたので、宣誓する相手と養子縁組をしている場合は、宣誓したことを市が証明するものとして規定したいと考えております。

5、必要書類についてです。

(1) 「確認に必要な書類」とは、本人確認書類のことか、きちんと明記すべき、とのご指摘です。この必要書類については、提出していただく必要書類について示しています。この確認に必要な書類とは、主に転入を予定している方について、転入予定であることを確認できる書類、例えば、久喜市内のアパートの賃貸借契約書の写し等を提出していただくものでして、その旨を要綱で規定する予定です。ほかにも宣誓する方が外国人の場合は、戸籍抄本がないことが想定されますので、独身であることを大使館等で証明していただき、持参していただくことを想定しています。本人確認書類については、要綱で別途規定する予定ですが、本人確認書類を提示していただき、職員が確認してお返しする方法を考えています。

6、交付する書類についてです。

(1) 証明書と証明カードについて案があるのか。「携帯用」などの説明を加えてはどうかとのご指摘です。1組の宣誓カップルに対し、A4サイズの証明書1枚と、名刺サイズでパウチ加工した携帯用の証明カード2枚を交付する予定です。様式については、要綱で規定をして参ります。

7、その他です。

(1) 周知啓発の対象は、市民と事業者だけか。啓発の対象に、市職員及び教職員を加えてはいかかがか、とのご指摘です。周知啓発については、市職員と教職員にも理解の促進のためのハンドブックの作成や、研修などをこれまでも実施してきたところです。また、当事者の方を講師に迎えて、小学生の授業を行うなどの啓発の際には、教職員も参加しています。今後についても、これまでと同様に、市職員及び教職員への啓発も続けて参ります。

(2) 対外的な働きかけの記載は困難と考えるが、市役所各課が連携して受けられる行政サービスの検討や実施については記載しないのか、とのご指摘です。宣誓することで受けられる行政サービス等については、現在、市役所関係課で調整中です。今後、制度詳細を公表する9月までに調整した内容をまとめ、市のホームページ等で周知します。

(3) 支援策をどこまで行うのか、公営住宅や賃貸住宅への入居、病院での手術や入院時の付き添い、携帯電話料金、各種運賃・入場料等の家族割り引き、生命保険金の受け取り等、というご質問です。本制度については、市民の皆様や事業者の方々へ周知啓発していくこととしており、その方法については、現在検討中です。特に、民間の事業者の方々には、宣誓の証明書を持っている方へ提供できるサービスについて拡充していただけるよう依頼する予定です。市役所でも提供できるサービスを調整中ですので、制

度を周知することで、市民の皆様性に性の多様性について理解を深めていただくきっかけにさせていただけるよう、働きかけます。また、学校現場における、児童生徒への教育や教職員の理解等についても、引き続き働きかけます。

(4)すでに制度を導入している自治体間での連携はぜひ行うべきだと思うが、連携しますや努めます等の表記でよいのではないか。また、相互利用とは何を想定しているのか。進んだ場合はと記載する必要があるのか、とのご意見です。パートナーシップ宣誓制度につきましては、令和3年7月1日現在、全国で110、県内では13の自治体が制度を導入しております。今後も増加することが予測されますので、本市と連携協定等を締結できる自治体があった場合には、互いの自治体間での転入転出のときに、改めてパートナーシップの宣誓が必要になりますが、再度の必要書類の提出を省略できるなどの相互利用について、本市での制度導入後に検討します。

(5)法的拘束力や強制力はないが、条例に違反した場合、是正勧告や事業所名公表等の措置をとる自治体もある。どう考えるか、とのご意見です。本制度は、宣誓に関する要綱として規定しますので、パートナー関係にある2人の宣誓に対して証明する内容とするものです。民間事業者に対する拘束力や強制力を規定することは予定していませんが、民間事業者に対する制度の周知・啓発は重要ですので、行って参ります。

(6)と(7)は合わせてお答えします。(6)証明書発行を無料とする自治体や、事実婚の異性カップルにも制度を適用する自治体もあるがどう考えるか。(7)当事者の方々が社会生活の中で具体的な効果が得られるようにならなければ、制度は利用されないのではないかと、とのご指摘です。本市におきましても、この宣誓にかかる証明書の発行は無料とする予定ですが、宣誓をされる際の添付書類の取得には費用がかかるものと考えています。また、事実婚関係の異性カップルへの制度の適用についてですが、この制度の制定は、まず、性的少数者の方々の生きづらさの解消を目的としておりますので、制度の導入時には、事実婚の異性カップルへの適用については見送りたいと考えています。今後、国や埼玉県、他の市町の動向を注視して参りますとともに、社会情勢の変化をとらえながら、制度の変更について検討して参ります。

委員の皆さまのご意見と、当事者の方々のご意見、また市の庁内会議の意見を踏まえ、お示ししました資料7の内容で、骨子を決定いたしました。骨子に関する説明は以上でございます。

○立川副会長 ありがとうございます。(仮称)久喜市パートナーシップ宣誓制度の考え方(骨子案)に対する意見資料6と、宣誓制度の考え方、骨子資料7について説明がありました。特に資料6については事前に、審議会の委員に意見を求められたものに対する回答でしたが、説明があった内容について質問のある方、ご意見のある方いらっしゃいますか。お願いいたします。

本当にすごい量の意見がいろいろな角度から出されていると思います。それに対して口頭で説明がありました。座長として、本来であれば、これは口頭ではなくてきちんと

ペーパーで出していただきたい。今日は欠席者も多いですから、これだけでは、どう対応するかの考え方がわかりませんので、審議会委員があれだけの時間を割いて、皆さんそれぞれが読み込んでこれだけの意見を出すということは時間をかけて作られていますから、それに対する回答はきちんとペーパーで示していただきたいと思います。今の説明でわかりましたけど、ここに参加されている方は市の対応を認識されたと思いますが、次回にはきちんとペーパーで出していただきたいというのは私からのお願いです。

その他で何かご意見ありますか。お願いします。石田委員。

○石田委員 資料7のですね、4. 宣誓を行うことができる方の要件です。(4)に、双方が他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこととありますが、これももし、他の自治体で、パートナーシップの宣誓をしていますという方もいるかもしれないので、その辺の情報は、どのように確認することを想定しているのかという質問です。

○立川副会長 はい。事務局お願いいたします。

○佐藤補佐 実際の情報は各自治体で持っていると思いますが、個人情報にあたりますので連携は図れないことになっています。久喜市にお住まいの方であれば、久喜市だけが情報を持っているものと考えまして、私ども人権推進課のほうでしっかり確認をして進めていきたいと考えています。

○立川副会長 あくまでも本人が宣誓をして、名乗り出て、それを確認されると。

○石田委員 そうしますと、今後懸念される事態としては、他の自治体で、他の方とパートナーシップ宣誓している方が、久喜市ではまた別の方とパートナーシップ宣誓をしてしまうということがあり得る、ということになるんですかね。

○佐藤主幹 はい。このパートナーシップ制度は、自治体ごとに規定しているもので、まずは市内にいらっしゃる方が宣誓します。他の自治体でパートナーシップを宣誓された方は、その住所地の規定で、例えばそこから久喜市に転入したことによって、その自治体の宣誓は、普通であれば無効となると考えております。これはあくまでも、法的に婚姻関係を結べない方に、行政に二人の関係を認めていただきたいというところを補完する制度になりますので、まずは、性善説のような考え方で導入していきたいと考えております。

○立川副会長 ちょっと確認ですが、ここで4. 宣誓を行うことができる方の要件で、双方が市内に住所を有しているとありますけれども、片方が転出、例えば転勤とか、パートナーシップの関係はあっても、住所を移らざるを得なかった時は解消になってしまうわけですか。

○佐藤補佐 はい。おっしゃる通りです。久喜市民の方に対する要綱規定として定めたいと考えておりますので、お1人が久喜市民でなくなった場合には、返還届を出していただいて、関係は解消しないかもしれませんが、久喜市の証明としてはそこで終わりという形を取らせていただきたいと思います。

○石田委員 今の4の要件(2)で、市内への転入を予定している場合も含まれているとい

うことですから、現在は、久喜市ではない、別の自治体にお住まいの方がそこでパートナーシップの宣誓をしていって、久喜市に転入する予定があるということで、現在も久喜市にお住まいの方とのパートナーシップ宣誓をするということが、あり得るかもしれないというのは今後、そういう事態に備えて対応を検討していけばいいのかと思いました。

○立川副会長 ご意見がありましたので、ご検討いただければと思います。

その他ありますか。はい、中村委員。

○中村喜美子委員 資料7についてです。4番(1)で、双方が成年に達していることとあります。ここで言う成年というのは何歳なのかという質問です。

それから、(4)の双方が他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこととあるんですが、実は、私の子どもが別の市町村で生活していて、独身証明書が必要なので、本籍があるところで取ってきて欲しいと依頼されたことがあって、そういう証明書は昔は無かったので、よく知らなかったのですが、鷲宮総合支所の窓口に行って手続きをして初めて見ました。例えば、このパートナーシップを宣誓したりすると、そういう独身証明書なども抹消されるのでしょうか。

○佐藤補佐 2点、ご質問をいただきました。

まず1点目、4番(1)の双方が成年に達していること、成年の規定に関しましては民法と同じ年齢を規定するものと考えております。現在は20歳ですが、来年控えております民法改正の際には18歳に引き下げられると思いますので、そこからは18歳というふうになります。

2点目の(4)のパートナーシップの宣誓について、独身証明書の部分でございます。独身証明書は、おそらく、戸籍を確認して婚姻していない方については、本籍地である自治体が証明を出せるものであったかと思いますが、このパートナーシップ宣誓制度は、他の制度に対して法的な効力がないものと考えておりますので、戸籍には影響を与えず、パートナーシップの宣誓をした方が独身証明をもらえないということはありません。戸籍上は独身ですので、独身証明をもらえるという形になると考えております。パートナーシップの宣誓は、あくまでも、婚姻ではないというものです。

○立川副会長 パートナーシップの宣誓をしても、戸籍が変わるわけではないので、戸籍をもとに作られる独身証明書は発行されるということですね。

○中村喜美子委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○立川副会長 他にありますか。

とても重要なところで、また、意見も深く出ているんですけど、そういう中で、一応、要綱で規定されたり、考え方として、言葉、内容を変えていただいたりということで、今回、資料7の骨子が示されております。とても重要なところで、もう正直、この意見は出尽くしているだろうというふうにも思うんですが、1人ずつ伺いしましょうか。では、中村さんからどうぞ。

○中村美恵子委員 委員の方たちからの意見に対して、事務局からの説明がありまして、よく理解したところではあるんですが、重要な制度だと思えます。ぜひ取り組んでいかなければいけないことだと思うんですが、やはり当事者の方たちが望む制度であって欲しいと思えます。ですので、あなたたちはパートナーですということを証明するだけだと、ちょっと弱いのかなと思えます。市で出来ることは限られていると思うんですが、資料7、7. その他(3)で、支援策をどこまで行うのか。多分当事者の方たちは、一般でいう、家族と同じような対応をしてもらいたいということを望まれてると思えます。ですので、ただペーパーだけの証明書で終わるのではなくて、なるべくその方たちが望むような社会に変わっていくような働きかけをぜひやっていっていただきたいと思えます。

○立川副会長 次、中村委員、先ほどご意見をいただきましたけど、その他に何かありましたらお願いします。

○中村喜美子委員 はい。やはり物事は急激には前進していかないの、まずはこのパートナーシップ宣誓制度が導入される。それから、当事者の方が一番、不便であったり、困っていることをどんどん発信し続けられる久喜市であってほしいなと思えます。少しずつ前進していくようになっていけたら。まずはその入口になっていければと思えます。

○立川副会長 内海委員、お願いします。

○内海委員 はい。私自身が勉強不足な状況なので、なかなか難しいところではあるんですが、先ほどお話にあったように、法的な効力は今のところ何もないということなので、久喜市だけでどうにかできる問題ではないと思えますが、せっかくこの制度を取り入れたら、先ほどお話にもあったように、当事者の方たちが望んでいるようなサービス、例えば民間の病院だとか、学校、そういうところを巻き込んでいければと。そういうところで家族、ファミリーとして対等の扱いができるように、市の方で、こういう所ではこういう取り組みをしておりますというご紹介ができるような、例えば病院なんかどこそこの病院に行くと、ファミリー、という扱いをしてもらえます、とか。学校は市の管轄ですので、そういった保護者会に出ることができるとか、ファミリーとして認めてもらえるとか、当事者の方がどこまで望むかわかりませんが、この体制を整えることも大事ですが、そこから先に、どういうことに発展していくかが大事だと思いますので、ここで、一息つかずにそのまま進んでいけたらと。逆に何もわからないので、ご提案と思って聞いていただければと思えます。

○立川副会長 はい。それでは植竹委員、お願いします。

○植竹委員 質問していいですか。質問というか、意見を述べさせていただきます。資料6、4番の宣誓を行うことができる方の要件、市内への転入を予定している場合も含むとありますが、これは市内への転入をどのように確認されるのか。

それから、パートナーシップ宣誓証明書は、ふらりと、婚姻届を出したりというような形で突然市役所に行って、書類が整っていれば、もうその時にできるのか、予約とか

そういうのは全然いらないのかなというのが、ちょっと疑問に思いました。

意見なんです、今年度に策定という話がありましたが、もう10月1日には制定されるということになっているので、生きづらさ解消のために、やっぱり早ければ早いほどいいのかなとは思いますが、内容をもう少し、今以上によくなっていけばいいと単純に思いました。以上になります。

○立川副会長 今、質問がありましたので、市内への転入後の確認と、宣誓証明書について、回答をお願いいたします。

○佐藤補佐 まず、ご質問1点目の転入に関する確認ですが、転入予定の方が宣誓をされた場合には、宣誓を受け付けましたという形で、まず第一段階を踏ませていただきたいと思います。その後、1ヶ月以内に市内に転入したことがわかるように、内容を変更しましたという届けをいただき、市のほうで転入したことを確認させていただく。その上で、証明書を発行させていただくという段取りを踏みたいと考えております。

2点目のご質問で、パートナーシップ宣誓に予約が必要かということですが、人権推進課でこの宣誓を受け付けることを考えております。大変申し訳ないですが、担当者が不在の場合も、例えば本日も全員がこちらに来ておりますので、そういったこともございますので、できるだけ予約を最初に入れていただきたいと考えておまして、市のホームページや、これから作成する制度の利用手引きなどでご案内させていただきたいと思います。なるべく使いやすい制度がいいんですが、ふらっと来て出せるものが一番いいとは思いますが、まず最初の段階ではそういう形を取りたいと思っております。

○立川副会長 よろしいでしょうか。はい。それでは石田委員。

○石田委員 この制度を導入することになった場合の事なんですけれども、この趣旨・目的としては性的マイノリティの生きづらさの解消ということですから、このパートナーシップを利用された方の声をちゃんと聞いていけるような仕組みを作っていくことも大事だと思います。そうでないと、結局この制度を導入したけれども実際に、性的マイノリティの方の生きづらさが解消に繋がっているかどうかというところがわからないと、制度自体の検証もできませんからね。あとは、利用する方にはその辺りもご協力いただきたいということをしっかり説明して、できるだけ多くの利用される方の声を吸い上げられるようにしたほうがいいかと思いますし、実際に久喜市でパートナーシップ宣誓をされた方の声を聞くことで、それがひいては久喜市の独自性というところにも繋がっていくのではないかと思いますので。以上、私の意見とさせていただきます。

○立川副会長 どの方からも意見をいただいて、どれも重要な意見だったんですが、最後に私、いくつか聞きたいことがあります。正直言いますと、何がどう変わるのかということが、まだちょっと呑み込めていません。いろいろな自治体の取り組みも見たりして、自分も考え、そして、今日も説明を受けているんですが、宣誓したら、何が変わるのかというのが正直よくわかっていないということがあります。その辺を端的に、どう変わるのかというのを説明していただければありがたいです。それからあと、当事者の方と

の意見交換を6月29日にされたとおっしゃって、どんな意見が当事者からあったのかというのも、ぜひお聞きしたいなと思いました。当事者はこう思うだろうなどを想像して、他の自治体のを参考にしながら、今回意見を出させていただきましたけど、当事者としてはどんな意見があったのかというのも、ぜひお聞かせいただきたいと思いました。それから、やはり、検証は必要だと思います。作ったら終わりじゃないし、それがどう活用してどういうふうに広げていくかという制度の検証のためにも、あと久喜市の独自性という所。正直、後発ですよ。これだけ世の中でインターネットを開けばたくさん出てくる中で、あえて今やっていくとしたら、久喜市の独自性はとっても重要だと思っています。それを今、石田委員からは、声を聞いていく仕組みづくりというお話があって、確かに検証という意味は大きいと思って、私は伺っていたんですけども。どのように検証していくかというところも、作る時に考えていただければと思います。件数の確認などは当然出てきますけれども、他にも、当事者の方がどんなことを望んでいて、ぜひ充実して欲しいサービス、それは啓発をもちろんしていくんですが、そこに繋げていくというのも重要だと思うので、そういった今後の次のステップの中身を少しお聞きしたいと思いました。

○佐藤補佐 ありがとうございます。3点ほどご質問をいただきました。まず1点目、何が変わるのかという点です。法的効力がないものですので、本当に何が変わるのかというところですが、当事者の皆様のお話を聞きましたところ、証明を市が出すことによって、自分たちの関係を認めてもらえた、それだけで嬉しいんだ、というようなお話を伺えましたので、気持ちに寄り添えるのではないかと考えています。実態として、何か変えなくてはいけないというところでは、市がこれから市民の皆さんや事業者の方々に啓発をしていかななくてはならない。効果的な方法については、考えながら進めていきたいと思っております。

2点目、6月29日の意見交換でございますが、当事者の方に3人来ていただきました。市総務部及び人権推進課職員が参加しまして、いろいろなお話を伺ったところですが、「性的少数者」という表現は、もうそれだけで、自分たちが大多数ではないんだと言われているようにとらえてしまうというお話をいただきました。その点に関しては今回、要綱を作るにあたり定義づけしなければならない部分があるので、少し表現を入れております。その他にも、養子縁組の制度とパートナーシップの制度は、並行して使いたいとおっしゃっていました。法的な効力がパートナーシップ制度には無いので、養子縁組をして、血縁ではないですが、一方が亡くなった時に享受できるものがあるとか、そういった保障が欲しいというようなお話をいただいたところです。

○佐藤主幹 その他に、パートナーシップという制度で、結婚できると勘違いしている人が多いというお話もありました。意見交換会に参加された方の一部は、パートナーがいらっしゃる方でしたが、海外に行って結婚してくればいいんじゃないかと言われたことがあるそうです。そういうふうと言われることもあるというお話で、まだまだ一般の人、

周囲の人に理解されていないというところで、市がパートナーシップ制度を導入することによって、周囲の方々の理解促進をまずは図っていくということが、重要ではないかと考えているところです。

○佐藤補佐 3点目、今後の検証の仕組みづくり、石田委員からもご指摘のあった点ですが、今、担当者の中では、宣誓をした方に対して証明書をお渡しするときに、今後アンケート等をとらせていただきたいのでご協力ください、というお願いをすることを考えております。そのアンケートの中で、実際何か変わったかとか、もっとどうしたらいいだろうかというご意見をいただきながら、制度の変更について検討できますし、市民の方や事業者の方へ、どういうふうに市がアプローチしていけばいいのかということ掘り下げていきたいと考えております。

○立川副会長 ありがとうございます。重要なところなので、ここでいろんな意見をいただいて、良い制度設計をしていただければと思います。他に特に無ければ、次に進みます。

それでは、資料6、7の骨子についてはいろいろな意見がありましたので、ぜひ参考にいただければと思います。それから、口頭でのお答えについては、次回にペーパーで作っていただければと思います。よろしくお願いします。

では、資料5ですね。要綱について、説明お願いいたします。

○佐藤補佐 はい。それでは資料5をご覧ください。久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱の案の概要でございます。パートナーシップの宣誓に関する要綱としまして、内容は、全11条と附則により構成するものとして検討しております。資料5にあります内容の欄は、要綱条文の全文ではなくて、概要を記載しております。順にご説明いたします。

第1条は、本要綱の趣旨としまして、要綱制定の目的や、要綱で定める内容について記載します。

第2条は、本要綱における文言の定義です。この要綱上でのパートナーシップと宣誓という言葉の定義について記載します。

第3条は、宣誓できる方の要件です。骨子の中の4番、宣誓を行うことができる方の要件でもお示しした内容です。成年であること、市内に住所を有していること、もしくは転入の予定があること、配偶者がいないこと、他の者とパートナーシップの関係にならないこと、互いに近親者でないということを記載します。

第4条は、宣誓の方法と、必要書類についてです。宣誓の際には、パートナーであるお2人に宣誓書と、宣誓できる要件を満たしていることの確認書を提出していただきます。これらとあわせて提出していただくものは、骨子の5、必要書類にも記載しておりますが、市内に在住していることを確認するための住民票、独身であることを確認するための戸籍抄本、市内に転入予定であることを確認するためのアパート等の賃貸借契約書の写し等です。資料5の裏面をご覧ください。4、添付書類の省略です。宣誓書に添

付する書類を取得する際には、費用がかかることが想定されますが、住民票に関しては、取得していただくなくても、ご本人の承諾があれば、市で確認することが可能と考えられますので、ご本人の承諾を得た上で、担当が住所を確認させていただき、住民票を取得するための費用をかけずに、宣誓していただけるように検討を進めております。

5、本人確認です。宣誓の際には、宣誓するお2人と対面して、市が手続きを進める形をとる予定ですので、マイナンバーカードや、運転免許証等を提示していただき、宣誓するご本人であることを確認させていただきます。

6、通称名に関してです。生まれた時の性別に対して違和感を感じて、心と体の性が一致しない方の中には、戸籍上の名前ではなくて、通称名を使用して生活している方がいらっしゃいます。当事者の方々との意見交換の中でも、皆いずれは戸籍上の名前も変えたいと考えて、通称名を使用しているというお話を伺っております。このようなことを踏まえ、当事者の方に寄り添った制度とするために、現状で、通称名を使用して社会生活を送っている方については、通称名も含めて、宣誓書に記載していただくことを考えております。

第5条、証明書等の発行についてです。宣誓の際に、各種の書類を提出していただき、1週間から10日程度の時間をかけて、市で書類の内容確認をさせていただきます。内容に問題がなければ、宣誓したお2人に再度来庁していただき、A4サイズの証明書を一部、携帯できる証明カードを二部お渡しする予定です。その際に、お1人の方、もしくは2人ともが転入予定である場合には、宣誓の受付票をお渡しして、1ヶ月以内に転入された後に証明書と証明カードをお渡しいたします。その他、証明書等の再交付や、住所や氏名等の変更、証明書等の返還、市が、市民の皆様や事業者に周知啓発すること等についても規定する予定です。最後に、本制度を本年10月1日から施行することを附則において加えます。

以上が久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱案概要の説明です。こちらの概要については、当事者の方からのご意見をいただき、本日、委員の皆様からのご意見をいただき、市役所庁内の会議でも意見をいただいた上で、内容を検討して決定していきたいと考えております。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

○立川副会長 はい、ありがとうございました。ただいま、資料5、要綱の案概要について説明がありましたが、何かご意見ありますでしょうか。

中村委員、お願いします

○中村美恵子委員 宣誓できる者の要件で、一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が、1ヶ月以内に市内に転入を予定していること。その方たちが宣誓できる方になるのでしょうか。裏面の第5条の証明書の発行の方では、双方または一方の者が市内の転入を予定している場合とあるんですが、双方が転入の予定でも宣誓できるのでしょうか。

○佐藤補佐 はい。転入予定であっても、宣誓行為自体を受け付けるものとしします。ただ、すぐに証明書をお出しするものではなく、双方ともに転入予定である場合と、1人の方

が転入予定である場合は同じように対応させていただき、宣誓を受けますが受付票を交付します。その後、1ヶ月以内に転入された後、その1組のカップルに対して証明書を出す、という方法を考えております。

○中村美恵子委員 宣誓できる者の要件としては、両方が市内への転入を予定していてもいいということになるのでしょうか。

○佐藤補佐 はい、その通りです。その部分につきましては、この概要資料5の表面第3条の1(2)ウの部分で、双方が宣誓の日から1ヶ月以内に市内への転入を予定していることという部分で記載しています。

○立川副会長 はい。今宣誓できる者の要件と、証明書の発行のところの内容、第5条2の関係で質問がありました。

その他、何かありますか。はい、石田委員。

○石田委員 宣誓証明書の案や、証明カードの案は、もう出来ているものなんですか。まだこれからですか。

○佐藤補佐 はい。案としては、今あるんですが、まだお見せできる段階ではないところです。申し訳ありません。

証明書に関しては、1枚の書類で、パートナーシップ宣誓証明書という形で、お2人が互いを人生のパートナーとして宣誓されたことを証します、として、お2人の名前を証明書の中に入れて、証明する日付と久喜市長の名前と、証明する印を押印するという内容で考えております。

証明カードについても、同じような作りで、お2人の宣誓を証します、として、お名前を入れ、久喜市長の名前と証明印と宣誓日の記載を予定しております。

○石田委員 ちなみに、実際制度が始まり、証明書を交付するようになった場合に、証明書はこういうものですよと、ホームページなどにイメージを掲載したりする予定がありますか。

○佐藤補佐 はい。要綱の中の様式としてお示しして、ホームページにも掲載し、手引きの中でもお示ししたいと思います。

○立川副会長 様式第3号、4号について、その確認の話がありました。できれば、結構重要な内容だと思うので、資料を添付していただければ、より良かったんですけども、まだ作成されていないということですから、次回には見られるものと思っております。

その他何かありますか。はい、中村委員、お願いします。

○中村喜美子委員 今日は事務局の方をお願いをしまして、新聞の切り抜きをコピーをいただきました。杉山文野さんに関する記事です。実は、久喜市の講演会に来てくださって、そのときにサインをいただきました。2018年11月10日のことなんですが、本を出して講演をしていただいて、非常に社会的に影響のある方がいろんな発言をしてくれるということがやはり、当事者に勇気とか希望を与えてくれるんじゃないかなと思

いながら。

もう一つの新聞では、トランスジェンダーの杉山氏を、JOCは女性理事と発表と書いてあって、本人はあまり細かい部分にこだわっていないということで、どうも社会の追いつきの方が、後に、後というふうになってると思うのですが、やっぱりこのように活動してくださる当事者がいるということが、すごくいいことだと思います。現在、これを読んでいただくと、杉山さんとご一緒している女性のパートナーが、精子提供を受けて出産し、杉山さんは父親として一緒に暮らし、子供を育てている。それが現在ですね。そして、近況報告も踏まえて、ぜひ読んでいただけたらと思って、コピーをお願いして皆さんに、お渡ししていただきました。よろしくお願いします。

○立川副会長 はい、ありがとうございました。今回、中村喜美子委員さんが2枚資料持ってきてくださって、今お手元にあると思います。ぜひ読み込んでいただいて、ご意見とか実情、把握していただければと思います。この新聞記事にあるファミリーシップ制度、鴻巣市が導入というのは実は私もお聞きしたいと思ってはいたんですが、これについての検討はいかがなんでしょう。足立区とか、幾つかの自治体で導入しているようです。やっぱり全国的には少ないですけど、ファミリーシップ制度として導入を考えているところもあるようなんですが、久喜市としての検討はいかがだったでしょうか。

○佐藤補佐 はい。ファミリーシップ制度を始めている自治体があるところは承知しているところです。印象としては大きな制度かなと考えておまして、性的少数者のカップルとその未成年の子どもを親子と認める制度であるということですが、本市においては、まずは、性的少数者の方に気持ちを寄り添っていけるところということで、小さな入口から始めたいと思っております。そのために、今はパートナーシップの宣誓に関するところで、制度化させていただいて、今後、ファミリーシップも含めて、どういう形で展開していけばいいのかを検討していきたいと考えております。

○立川副会長 ありがとうございます。まずは第一歩ということで、パートナーシップ制度を導入されるということなんですが、要綱について、まだ全部資料がそろってないわけではないので、ご意見が出にくいと思うんですが、2点ばかりお聞きします。第9条の証明書等の無効というのが気になったんです。返還とか再交付、変更、返還は様式第6、7、8なんですけど。証明書等の無効とはどういうことなのか。教えてください。

○佐藤補佐 はい。虚偽の申し出によって宣誓をされた場合には、証明書を無効とするということを考えておりましたが、再度、担当の中で検討中で、この無効という概念でいいのかということなんです。法的効力がないものに対して、無効という概念があるのかということも再度、検討しているところです。場合によっては無効という考えではなく、虚偽の宣誓をされた場合には、証明書を返還していただくというように変えることも、今現在検討しております。

○立川副会長 ありがとうございます。もう1点は、施行日が令和3年10月1日と書かれているんですが、この後の制度のスケジュールについてお聞きしたいです。

○佐藤補佐 はい。要綱に関しましては、この後、段階を踏みまして、市の庁内の会議にもかけ、各関係課からの意見もいただき、検討して参ります。できれば、9月の頭には皆様に要綱の形をきちんとお見せできるところまで持っていきたいと考えております。その段階では、ホームページ等で皆様にこの制度についてお知らせをして、手引き等も完成していることを目指しています。導入の前後には、市内の各事業者等にご案内をして、周知と理解、こういったことを始めますので、サービスの拡充についてもお願いいたしますということをご案内したいと考えております。

○立川副会長 はい、ありがとうございました。まだ、途中の段階で意見聴取ですから、いろんな意見があつて当然だと思いますので、今日出た意見、また、後日寄せられた意見等も踏まえて、検討を重ねていただければと思います。それでは、資料5の要綱についてはよろしいでしょうか。

そうしますと、議題（3）久喜市パートナーシップ宣誓制度について、終了にさせていただきます。それでは、4. その他ですが、何かありますでしょうか。事務局の方で何かありますか。

○吉岡主任 事務局の方からお知らせがございます。先ほど議題の1、令和3年度実施計画で話題に挙がりましたが、現在、久喜市役所1階ロビーで、男と女のつどいという展示会を開催しております。例年ですと6月に中央公民館で「女と男いきいきネットワーク久喜」と共催で開催していますが、先ほど申し上げました通り、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のために内容を変更し、7月1日から7月15日まで展示会を開催しております。会員の活動紹介や、男女共同参画パネル等の展示を行っております。本日、お時間がないという方は、15日まで開催しておりますので、ぜひご覧になっていただければと存じます。よろしく願いいたします。以上です。

○立川副会長 ほかにありますか。

○小沢参事 はい。事務局からもう1点、次回の審議会の関係ですが、年明け1月に開催したいと考えております。まだ少し時間があるので、日程をここでお示し等々するわけではないのですが、令和4年1月下旬あたりで開催を予定しておりますので、年内に一度、皆様のご予定を伺い、日程を決めたいと思いますので、その際はよろしくお願い申し上げます。

○立川副会長 2点、事務局から連絡がありました。展示会の開催についてと、次回の審議会は令和4年1月だそうです。また日程調整の方は、事務局の方から連絡があると思います。そうしましたら、意識調査など発行されたら、委員には郵送していただければと思います。令和4年の1月の時にいただいても把握できますが、今日の意見等を踏まえて作られたものであれば、市民の方に発送するときに、審議会の委員にはぜひ発送していただければと思います。よろしいですか。はい。それでは、本当に長時間になってしまいました。誠に申し訳ありませんでした。本日本日予定しておりました議題すべて終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

○小沢参事 立川副会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様から連絡等がございますでしょうか。それでは、以上で本日の議題も終了となりました。本日、いろいろご意見をいただきました。パートナーシップ制度の関係、また意識調査の関係、いろいろとございますが、その意識調査、パートナーシップ制度を始める前に、改めまして、資料として、またご提示させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の令和3年度第2回久喜市男女共同参画審議会を終了とさせていただきます。大変長時間にわたりましてありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年8月5日

植竹 佐智子

内海 弘美

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。